



公益財団法人
お金をまわそう基金



公益財団法人お金をまわそう基金 助成対象事業募集要項

申請受付期間:2022年6月1日(水)~2022年6月30日(木)



お金をまわして、より良い社会をつくる

私たちの社会には、様々な課題を解決しようと行動する団体があります。

そうした団体の活動を支援したいと思う人は増えていますが、「寄付をきちんと使ってもらえるのか心配」、「活動をどのように行っているのか分からない」など、どこに寄付をしていいのか分からないという声が多く聞かれます。

一方で、団体側も広報や寄付集めの重要性は理解しつつも、「方法が分からない」、「人手が足りずそこまで手が回らない」などに悩んでいます。

私たちお金をまわそう基金は、そうした団体に伴走支援するとともに、支援者に情報を届けることで、団体と支援者が抱える問題を解消し、必要なところにお金がまわることで、より良い社会の実現を目指す助成事業を行っています。

私たちにとって、助成先の団体はより良い社会の実現のためのパートナーです。優しい社会、みずみずしい社会の実現に向けた事業の申請をお待ちしています。



I. お金をまわそう基金の助成事業について

お金をまわそう基金は、よりよい社会を目指して、NPO 法人などの非営利団体による、社会にある様々な課題に対して行う非営利事業・公益事業に対して助成しています。

あらかじめ決まった財源から助成をするのではなく、選考を行って助成の対象となる事業を採択してから、寄付を募集し、集まった金額を助成先団体へお渡ししています。

お金をまわそう基金は、助成先団体の事業資金を募集する以外にも、(特に個人寄付者からの)寄付集めのスキームや法人運営のアドバイス等の伴走支援を行います。

そうすることで、助成先団体が自ら寄付を集め、事業が継続できる可能性を高めることを最大の目的としています。

このため、お金をまわそう基金の助成金に挑戦することで、

(1) お金をまわそう基金が運営する寄付プラットフォームを利用できます。

- ・お金をまわそう基金が手数料を頂く事はありません。
- ・寄付者は税額控除をうけられます。

(2) 助成金を受けながら支援者も拡大することができます。

(3) 事業の実施に加え、広報およびファンドレイジング活動も追加することで、「知の固定資産」ができます。



II. 募集要項

1. 助成の対象となる事業の分野

「子ども」、「スポーツ」、「文化・伝統技術」、「地域経済・地域社会」の4分野

2. 助成の対象となる事業

法人格を持つ非営利団体が行う、当財団が支援する4つの分野の社会課題の解決のための非営利活動・公益事業

ただし、宗教上の活動を目的とする事業、政治的な活動を目的とする事業、特定の個人・団体への活動を目的とする事業は、助成の対象とはなりません。

また、以下の団体は助成の対象となりません。

- (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (2) 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職を言う。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またこれらを反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2項に規定する暴力団をいう。)
- (4) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

 法人格を持つ非営利団体とは
特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人などが該当します。

 過去の助成の対象となった事業の例

子ども分野

- ・児童養護施設で生活する子どもや貧困家庭の子どもへの学習・進学支援事業
- ・重病時や医療的ケア児とその家族への支援事業

スポーツ分野

- ・障害者スポーツについて、関心を高める取組みやスポーツ環境を整備する事業
- ・アスリートの再チャレンジやセカンドキャリアを支援する事業

文化・伝統技術分野

- ・芸術団体等による養護施設等への慰問事業
- ・日本古来の文化財や伝統技術等を次世代に残すための事業



地域経済・地域社会分野

- ・地域社会の特性を生かした雇用や産業を生み出す事業
- ・地域経済の健全で自立した発展のための事業
- ・地域における共生や支えあいを促進する事業

※ これらは例ですので、申請したい事業が対象となるかどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

3. 助成の対象となる事業期間

助成先団体の決定から助成先団体の翌事業年度までの間に完了を予定している事業

4. 助成の対象

助成の対象となる事業の実施に必要な経費。助成先決定通知において最終決定します。

ただし、以下の経費については助成の対象としておりません。

- 会議費や接待費など(飲食代を含む)
- 恒常的に発生する費用(管理費など)
- 使途が定められていない次期繰越金などの余剰金

これらに当てはまらない費用であっても申請事業の目的に沿わない場合などには対象外となる可能性があります。

事業費のうち、人件費については、事業ごとに按分した経費の5割までを限度とします。

ただし、申請する事業を開始してから3年未満の場合にのみ、人件費(事業費)の全額を申請できることとします。

5. 助成金の額

助成の対象となる事業を行う上で直接必要となる経費を上限額として、助成先団体の決定後、寄付の募集・受付を開始し、寄付受付期間に集まった寄付金を助成金の額とします。

- 寄付受付期間を過ぎて申請額に満たない場合でも、期間の延長や不足分の補填はありません。
- 助成金の上限額を超えて寄付金を集めることはできません。

例えば

助成の対象となる事業を行う上で直接必要となる経費が100万円の場合

- 寄付受付期間中に100万円に達したら寄付の受付を終了します。
100万円が助成額となります。
- 寄付受付期間終了時に80万円集まっていたら80万円が助成額となります。



Ⅲ. 助成金の申請

1. 申請受付期間

2022年6月1日(水)～2022年6月30日(木)(当日提出分まで受付)

2. 申請受付方法

インターネットを通じて専用システムから入力や書類のアップロードを行っていただきます。
まずは当財団ホームページ「③団体情報を入力する」に自団体の情報をご入力ください。
専用システムのためのIDとパスワードをお送りいたします。

<https://okane-kikin.org/subsidy-request/a-id>

発行可能なID数には限りがあります。当財団の理念や募集要項をご理解いただいたうえで、助成申請される団体様のみ、団体情報をご入力ください。

3. 必要書類

以下の全ての書類をご用意ください

事業に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 助成申請書 ② 申請する事業年度の事業計画書 ③ 申請する事業年度の収支予算書 ※複数の事業がある場合は、申請する事業の予算が費目ごとに確認できる収支予算書を作成し別途提出 ④ 申請する事業の収支予算書 ⑤ 申請する事業の経費の見積書
団体のガバナンス等に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 定款 ⑦ 寄付に関する規程 ⑧ 履歴事項全部証明書(交付から6カ月以内のもの) ⑨ 直近の財産目録 ⑩ 直近の貸借対照表 ⑪ 直近の損益計算書(正味財産増減計算書、活動計算書) ⑫ 直近の監事による監査報告書 ⑬ 直近の事業報告書 ⑭ 直近の議事録(社員総会または評議員会) ⑮ 直近の議事録(理事会) ⑯ 団体のパンフレットやリーフレット等の活動を紹介する資料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑰ その他 ※選考にあたって必要と判断される資料がある場合は、上記以外に追加で資料の提出をお願いする場合があります。



IV. 選考基準

以下の項目について、選考委員会で確認します。

1. 事業の必要性・公益性

社会からのニーズが高く、公益性のある事業であること。

2. 事業の実現可能性

事業の計画があり、かつその事業の内容や方法が妥当であること。

3. 費用・予算の妥当性

事業の内容に見合った経費の見積もりであること。

4. 事業の波及・発展性

一過性の事業ではなく、事業の拡大や継続性、波及効果が期待できるか。長期的な事業の継続として、団体自らも寄付を集め運営できるようにすること。

5. 事業の情報開示

事業について広く一般に情報を開示していること。

6. 組織規程

組織運営において必要な規程等を定めていること。

7. 民主的な意思決定

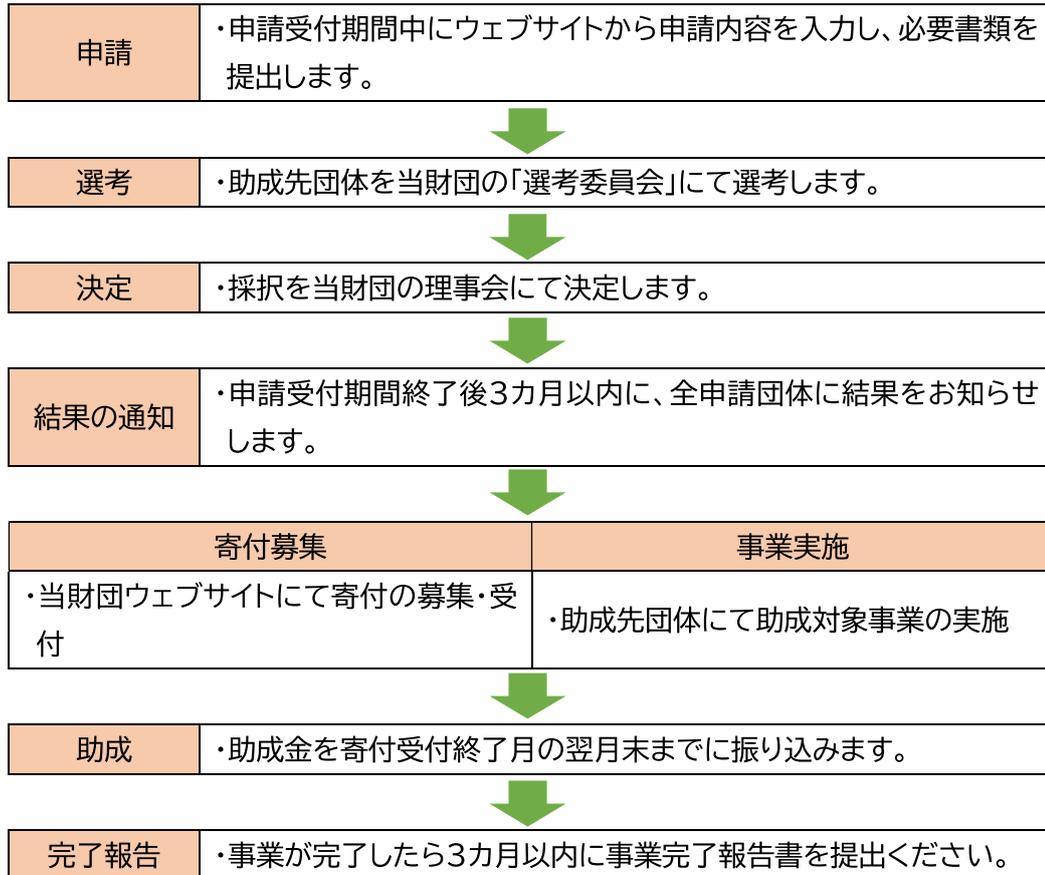
組織運営において、代表者の独占的な判断による意思決定ではなく、社員総会/評議員会と理事会による民主的な意思決定が行われていること。

8. 事務局の運営

組織運営において、事務局(事務担当者)があり、一元管理されていること。



V. 申請から事業完了までの流れ



VI. 個人情報の取扱いについて

当財団の個人情報保護に関する基本方針に基づき、当財団が助成申請に際して収集した個人情報は、助成申請の公募に関連する業務、市場調査、データ分析やアンケート等の実施及びその結果を当財団の事業に活用する目的にのみ利用します。

VII. お問い合わせ先

助成申請に関して不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人 お金をまわそう基金

〒102-0082

東京都千代田区一番町29-2

☎ 03-6380-9864(平日 10時~17時)

✉ info@okane-kikin.org

🌐 <https://okane-kikin.org/>